

第2回大阪府市規制改革会議

日 時 平成25年8月29日（木曜日）午前10時30分～午後1時

会 場 大阪市公館 1階 レセプションホール

出席委員（全員出席）

会 長 堺屋 太一（作家、元経済企画庁長官）

副会長 上山 信一（慶應義塾大学総合政策学部教授）

小幡 寛子（公認会計士・税理士小幡寛子事務所）

岸 博幸（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授）

原 英史（(株)政策工房代表取締役社長）

福田 隆之（NPO 法人政策過程研究機構理事）

余語 邦彦（ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授）

吉川 富夫（元公立大学法人県立広島大学経営情報学部教授）

（堀井副理事） おはようございます。ただいまより、第2回大阪府市規制改革会議を開催させていただきます。当会議の定足数は委員の半数以上とされており、委員8名中、本日は8名全員の先生方にご出席をいただいておりますので、本会議は有効に成立をいたしております。

配付資料について確認させていただきます。お手元の資料でございますけれども、「第2回大阪府市規制改革会議配付資料一覧」というものを表紙にいたしまして、「次第」、「配席図」、資料1「委員からの提案一覧表」、資料2「各委員の提案個票」。先生方の資料につきましては、岸先生の追加資料1枚挟み込ませていただいております。その他の皆様につきましては、資料のいちばん最後に先生の追加資料を付けさせていただきます。続いて、資料3「事業者等に対するアンケート調査・ヒアリングのテーマ別分類」、資料4「規制改革会議 2回目以降の検討スケジュール（イメージ）」、資料5「各分野の規制改革提案の整理フロー」、資料6「「楽しいまちづくり」に関するヒアリング結果」、別冊資料といたしまして「規制による催事制限等の事例」、資料7「これまでの府市の特区申請等の棚卸し」、参考資料1『「規制改革会議」と『規制・サービス改革部会』の整理」、参考資料2「「楽しいまちづくり」に向けた規制・制度のあり方に関するアンケート」以上でございます。過不足等ございませんでしょうか。

それでは、この後、議事の進行を堺屋会長にお願いしたいと思います。堺屋会長、どうぞよろしくお願いいたします。

（堺屋会長） どうもありがとうございます。それでは、ここに配付されました資料に基づかなくてもけっこうなんですが、一応、これに基づいてお話を進めていきたいと思っております。途中でいろいろと委員のご提案を積極的に受けていきたいと考えております。まず、最初に資料1の「委員からの提案一覧表」がございまして、さまざまな委員からいただきましたコメントが付いております。そして、各委員からのご提案が出ております。それから、各事業者等に関するアンケート調査がございまして、どのような方針で進めていけばよいか、皆様にご相談でございますけれども、今日は2時間半ほど時間をとっておりますので、おおいに議論をしていただきたいと思います。そして最後に国家戦略特区の提案に向けて議論をお願いしたいと考えております。それで第1の議題として、「今後の大阪府市規制改革会議の進め方」に

ついて、事務局のほうから事務局が考えておられることを簡単にご説明ください。

(吉田政策課長) 私の方からまず議題1の今後の会議の進め方の資料についてご説明させていただきます。会長、副会長からご指導いただきまして作成させていただいたものですが、前回の会議で、大きくは3点、「楽しさ」というのを価値観として取り入れて議論していったらどうかということと、事業者等にヒアリング、アンケートをかけて、それを踏まえて議論したらどうかということと、各委員からアイデアをいただいて議論するテーマを絞り込んで進めていったらどうか、というふうな議論をいただいたと思っております。各委員の方から、先ほど堺屋会長がおっしゃっていただいた資料2のほうなんですけど、資料2で綴じておりますように全先生方からアイデア、提案をちょうだいしました。それを整理させていただいたのが資料1でございます。縦に分野、横に、例えば法律を抜本的に見直すレベルの大玉、真ん中が法律の個別条文等の改正で対応するもの、いちばん右端は運用等で対応可能と思われるもの、というマトリックスで先生方からいただいたものを整理させていただいております。特に今後の進め方で、この整理表で使わせていただきたいなと思っておりますのは、いちばん左端の分野でございまして、上から「楽しいまちづくり」、「教育・人材育成」、「産業振興・企業誘致」、「環境エネルギー」等々と書かせていただいておりますが、これらにつきまして、各回ごと、第3回、第4回、その回ごとにテーマを絞って、分野を絞って議論いただきたいと考えております。ただ、あらかじめ申し上げておきますが、いちばん最後のほうに付けております、例えば医療とか農業につきましては、医療につきましては、「医療戦略会議」というのを統合本部の下で、もう一つ会議を作っておりますのでそちらのほうで議論いただいたらどうかと、農業につきましては、なかなか大阪で、これについて回を設けて議論するのはどうかなということで、後ほど説明させていただきます会議テーマ、議論テーマの中からは今のところは外させていただいております。

こうした先生方のアイデア提案と資料3に付けております事業者等に対するアンケート・ヒアリング、上山顧問等にご指導いただきまして、いろんな事業者等にヒアリング・アンケートをかけたものでございますが、いろんな提案、100以上の提案をいただいております。それを先生方のアイデア提案を分類させていただいたように、分野別に分けさせていただいております。ここでも医療とか、環境エネルギー、観光・エンターテイメント等が挙がっております。

先生方のアイデア、それと今申し上げました事業者等からの声を踏まえまして、今後どう進めるかということで、資料4に検討スケジュールイメージを整理させていただいております。基本的な考え方といたしましては、いちばん上のほうに書かせていただいているとおり、分野別に各回テーマを割り振りまして、1～2分野ずつ取り上げて議論いただくということで、その際、必要に応じて有識者から直接声をいただく、ゲストスピーカーをこの場にお呼びするというのも考えております。それ以外に、テーマとは別に、規制改革会議とは別に、規制・サービス改革部会というのを統合本部の下に設けておりますが、そういった部会等で行っている作業等について随時、報告、情報提供させていただいて、適宜ご意見をいただくという形で進めていきたいと考えております。その基本的考え方に基づきまして、以下第2回から第7回まで、年度内に今後、今日を含めて6回開催させていただけたら、だいたい1～2か月に1回くらいのペースで会議開催を考えております。第2回、今日は「楽しいまちづくり」についてご議論

いただく、あと、特区申請等の棚卸しについてご議論いただくということです。第3回は、「楽しいまちづくり」。引き続き、第2回と重ねて議論いただくのと、あと「人材育成」等についてご議論いただけたらと思っております。第4回は、「経済産業」、「環境エネルギー」について。第5回は、「地方自治制度の改革」。指定管理者制度の在り方とか、公の施設というのはそもそも必要なのかとか、建築・土地利用の公物管理の在り方とか、そういったものについてご議論いただけたらなど。その際に、部会で作業を進めております、府市の条例規則・審査基準の検討状況などもこの時点で一定整理ができるのかなと思っておりますので、ご報告させていただくのかなと思っております。第6回が「建築土地利用・雇用等」を議論いただくと。それに加えて、部会で行っておりますサービスを含めてほしい対応状況がまとまってくるかなと思っておりますので、来年1月～2月になるかと思いますが、その時点でご報告させていただくと。年度内で、最終で全体、会議としての提案を取りまとめていただく。こういったスケジュールで進めていかせていただければどうかと思っております。

その際ですね、会議の冒頭でも、知事のほうから、適宜会議のほうからまとまったものは提案いただきとお話をさせていただいたところがございますが、その提案に向けた整理フローを資料5にまとめさせていただいております。先ほど申し上げたように各回ごとにテーマを絞って議論をお願いします。その場に出てきた意見等につきまして、そのご担当の先生方と事務局が一緒になって、実際どんな法令条例規則等が障害になるのか、海外比較、海外の事例とかも収集しながら提案の素案を作成すると。それを踏まえて、提案委員と正副会長と事前に調整させていただいて、その次の会議の冒頭等で前回議論になったテーマについてはこういう形で提案しようという資料を出させていただいて、それで発信させていただくという流れで進めさせていただけたらどうかと思っております。資料5のページをめくっていただきまして、提案スタイルなんですけど、先ほど申し上げましたように、各回ごとに分野を絞って提案という形になりますので、おもて表紙は「何々分野に関する規制改革等の提案」というイメージになるのかなと。その中では、こういうことをしたいと、目的をまず掲げさせていただきまして、それをするためにはこういう規制改革が必要なんだという提案を示させていただく。規制・サービス改革部会にも、例えばワンストップ窓口の設置とか、いろんな施策・事業としてやっていくべきものも付いてくるかと思っておりますので、そういったものも併せてこのシートで整理させていただく。いちばん後ろのページをめくっていただきますと、それぞれの規制改革につきましては個別具体的に、課題が何か、支障となっている根拠は何か、それを変えたらどうなるのかというふうなことを整理して、これを対外的に発信するというでそれぞれの回ごとに提案いただけたらなと考えております。今後の進め方についての説明は以上でございます。

(堺屋会長) ありがとうございます。この資料5を出すときですが、規制担当の部局と擦り合わせをして、いろいろと現在、規制をしておられる部局と議論をして、どういう不都合があるのか、あるいは他の都道府県、市町村でどんなことをやっているのか、外国の場合はどうなのか、大阪は特別にせなあかんような規制があるのか、あるいは既に特に緩められているのかというようなことも、議論しながら、かなりこれ、提案しましても、担当部局でпойと捨てられることが多いもんですから、ぜひ、部局を巻き込んで議論していきたいと思っております。それでは、進め方についてご意見ございますでしょうか。

(岸委員) こういう形で事務的にしっかりやっていただくのは当然大事なんですけども、同時並行で考えないといけないのは、特に法律の改正が必要なものにつきましては、政府の側の政策との連携、タイミングの連動を考えないとまずいなというふうに思ってます。そういう意味で、政府の側でいちばん動いているのは、国家戦略特区なんですね。ただこれ、皆様ご承知のように、もう提案の受付を始めてます。9月の11日が提案の提出締切りです。既に愛知県は提出をして、国家戦略特区の担当部局は、愛知県からヒアリングをしようというふうにしています。そういう現実を考えると、やっぱりこの規制改革会議、こう事務的にしっかりやっていくのと同時並行で、国家戦略特区についても締切りがもう目の前に来てますから、できれば今日そこへ提案する内容の議論をして、それを踏まえて提案する内容についても政府の側との関係もありますけども、やっぱり地元で利害関係者がいるわけですから、そういう人たちに来てもらって実際具体的な議論をする。例えば、教育の関係、人材育成の関係で、この戦略特区出した場合には、当然教育委員会であるとか、民間の方とかも関係ありますから、そういう人達に実際来てもらって、こういう公開の場で議論していくということをやって、今いちばん動いている、政府の側で動いている国家戦略特区との連動をしっかりしたほうがいいのかなど。それがなかったら、結局、ここで検討していて、それが実際、政府の施策にどう反映されるかパスが見えなくなってしまうと思いますので、できればこういう事務的な検討プラスαで国家戦略特区に関する政府の動きとちゃんと連動するっていうのを意識してほしいなと思ってます。

(堺屋会長) 岸委員からお話がありましたように、国家戦略特区は非常に急ぐスケジュールになっていますね。現在、大阪からどういう戦略特区が出されているか、ということをやってお伺いして、私の聞いている範囲では、けっこう限定した形になっているような話もありますけども、それについて皆さん方のご意見を伺うのはいかがでしょうか。どうでしょうか、事務局のほうは支障ございますか。

(吉田政策課長) 特区につきましては、現在、先生がおっしゃっていただいたように、府市で共同提案していく検討作業をさせていただいているところです。先日の統合本部会議でも知事のほうから申しあげましたように、なかなか他の都道府県なんかも意識すると公の場で議論するというのは、知事自身の言葉なんですけどね、どうかなというふうなお話もありました。我々が今現在検討している項目につきましては、6月に知事・市長名で提案させていただいた項目をベースに、実際国のほうからも承っておりますスピード感、効果が出てくるのかどうかというのと、実際プレーヤーがいるかどうかというのを踏まえまして、項目をとりあえず11日に提案しないとイケないということなので、その絞込み作業をさせていただいているところでございます。ちなみということで先ほど申しあげました6月の提案でどんな項目が入っているかというのだけご紹介させていただきますと、特区税制の話、それと医療関係の話、保険外併用診療の拡大、IRの立地実現、環境イノベーション、関空のグローバルサプライチェーン、うめきた大阪駅前の大規模再整備、泉北ニュータウンの再生、港湾の民営化による競争力の強化、公立学校園の民間委託、ハローワークの地方移管と民間開放、阪神の都市高速道路の機能強化、こういった項目をベースに現在、先ほど申しあげたようにスピード感とかプレーヤーが実際にいるのかといった視点から検証作業をさせていただいているところでございます。

(堺屋会長) この詳しい内容は外部秘なんですか。

(吉田政策課長) 現在、実際の提案作業につきましては、知事の指示の下で具体的なものは外に出さずに、今時点では外に出さずに議論しようよということで作業指示を受けておりますので、そのへんご高配いただけたらなと思っております。

(上山副会長) 今日は知事はおられません、知事と話したときのお考えでは、特区は非常に作戦的なものであって、大阪府が11日までに何を出すかを公開会議でオープンにすると、世間に公表することになってしまう。実を取るためにはあまりよくないのではないかと。ただ、特別顧問、参与の先生方には別途ご意見をもらいたい。こういうふうにおっしゃってました。この会議で、ここにいるメンバー全員で議論するテーマではない。個々のテーマに関して、ちょっと足りない、足したらどうかとか、ご意見があれば、各委員の皆さん、事務局にでもいいし、あるいは知事・市長に直接メールでもいいですけど、個別に問題提起をいただきたいと知事は言っておられました。

(堺屋会長) 国家戦略特区について、皆さん方から修正、あるいは拡大、その他ご意見があれば別途事務局に提案していただくということにしましょうか。この場で言うのもいろいろと議論百出になる可能性がありますので、11日までに取りまとめなければいけないので、もしご意見があれば、私が見てもかなり規模は小さくなっているんですね、大阪の場合は、特区の範囲が。だから、いろいろと考え方もあろうかと思えますし、よその府県がどのようなものを出しているかというのは興味のあるところでございますけども、ご意見があれば今月中にでも出していただいて、委員限りで検討、議論してはどうかと思えますがいかがでしょうか。

(余語委員) 進め方としてはそういうふうにしないと締切りの関係からなかなか難しいと思うんですけど、けっこうここに書いてあることと、今日これから議論していくんだらうけどいろんな出てきたアイデアとですね、けっこうオーバーラップが多いので、結果的に後で「あの時言っておけばよかった」とかですね、そういうことにならないように、やっぱり9月11日までにそこらへんのことについては、個別にやっぱりきちんと意見交換をしておいたほうがいいと私は思うんですけどね。前回の民主党政権下のイノベーション特区にしても、どうも使い勝手が悪いですね。なんか具体的な施策というか、企業活動に本当に結び付くのかというと、なんか一応アドバランズ揚げましたということで、文章にはなってるんですけど、なんか非常に使いにくいし、実体のないものになっていると。今回せつかく国家戦略特区ということで動きがあるので、それが経済活動に使いやすいようにきちとなるためにも、やっぱりせつかくこういう会議でこういうアイデアを出したりしていろいろ議論しているわけだから、少なくとも時間的制約ある中でですね、ある程度将来、「ああ、あの時議論しておけばよかった。入れておけばよかった。」ということが無いようにですね、やっぱりそういうことはきちとやっていただきたいと思えますね。

(上山副会長) 今日の議題の三番めが特区なんですね。なので、今のこの議論を続けるのか、それとも議題3を先にやるのか、それを先に決めちゃったほうがいいと思えますけども。

(堺屋会長) 11日ということだからかなり限られているので、ちょっと先に議論したほうがいいかと思ったんですがいかがですか。では、上山先生のご提案で、今の進捗状況ですか、これは。これまでの大阪からの特区提案の棚卸し、ご説明いただけますか。

(吉田政策課長) 特区提案の棚卸しについてご説明させていただきます。資料7になります。冒頭に棚卸しの目的を記載させていただいております。これまで国のほうでは、構造改革特区、平成14年度から実施されているもの、および、23年度からの総合特区をやってこられました。それに対して、府市としてもさまざまな特区提案申請をさせていただいてまいりました。今回、国家戦略特区の制度が設けられて、先ほどお話がございましたように提案募集が行われておりますので、いったんこれまでの府市の特区申請がどのような成果を上げてきたのか、今後、特区制度に対して、どう国のほうに、制度提案を含めて、取り組んでいくのかということについて検討するためにこの資料を付けさせていただきます。

これまで構造改革特区、総合特区を提案してきました採択状況等について分析しておりますので、それをまず、2ページめのところに付けさせていただきます。構造改革特区につきましては、これまで制度が始まった初年度14年度に30件超提案しまして、その後は10件未満程度をずっと提案続けさせていただいております。府はトータル、累計で166件、大阪市では69件提案しております。全国の申請件数はこれまで5,518件なんですけど、その4%となっておりますので積極的に提案してきたのかなというふうに思っております。府市から提案してまいりました提案分野につきましては、例えば医薬品の審査・調査の実施主体の拡大等の医療分野、外国人研究者の在留資格の緩和等の外国人分野、起業・開業、バイオベンチャー等の投資促進などそういったものを提案してきたもの。大学等の研究の規制緩和、これは大学等の新增設の簡易化などをあげて提案しております。福祉、特に21年度以降は保育ママ事業の要件緩和とかそういったものを提案させて来ていただいたところです。採択状況につきましては、大阪府では、特区対応で11件。提案のあったものを特区に限るのではなく、全国でやったらいいじゃないかということで全国展開されたものが28件となっております。大阪市のほうも特区対応7件、全国展開9件で、それぞれで採択率2割位ございます。全国で採択されたのがだいたい13%くらいになっておりますので、全国よりも府市の採択率は高いものということになっています。総合特区につきましては、府市だけでなく、兵庫県、神戸市、京都府、京都市が一体となって申請しております、国際戦略特区として認めていただきました。規制緩和等の提案総数は103件ございまして、3回、これまで国と協議させていただいておりますが、そのうち、要望が実現したものは、規制緩和で5、現行法令・新法令等で対応するとなったものが12とだいたい17項目が実現されていると、2割弱くらいが実現されたものとなっております。両制度の課題につきましては、まず、構造改革特区につきましては、民間も含めて、年2回の募集期間に誰もが提案できるというのが非常にメリットで、省庁がそれに対して文書回答を行うということで、結果を公表する仕組みができたことが一定の意義がある。また、制度創設時には、当時の小泉総理の肝入りで始められたこともあって、医療・福祉などいわゆる岩盤規制の一部に手を着けられたところがございますが、だんだん玉が小粒になり、認定数も減少しております、制度としての限界がでてきているのかなと。総合特区については、関西については医療・ライフに限定して申請しました。ただ、規制緩和で認められたものは比較的小粒でかつ実現したものが今5項目であり、実績としては十分ではないのかなというふうに思っております。共通の課題として、後でも申し上げますが、そもそもこれは特区の対象外だと、現行でも十分対応できるじゃないかという回答が多数を占めておりまして、申請する側の精査

もいっそう必要ではないかというふうに考えております。

3 ページめは両制度の比較をさせていただいております。構造改革特区は、基本的には規制緩和のみ。総合特区は、規制緩和を含む、税とか、金融・財政措置とかそういったものを含めて対応していると、制度として作ったものであると。いずれも手挙げ方式で、構造改革特区は、誰でも規制緩和は提案できるけど、認められた措置をもとに地方公共団体がそれをやりますよという計画を出して、引き取ってそこで実施していくというスタイルを取っている。総合特区は、地方自治体からの提案が原則となっている。今回の国家戦略特区が、皆から提案できて、最終的には国のほうで指定すると、プロジェクトを決めていくというのとは、ちょっと今までのやり方とは違っていると理解しています。

構造改革特区の申請と採択状況について、4 ページでは書かせていただいております。先ほど申し上げたように当初、平成 14 年度に府としては 30 件以上出して、その後は、21 年、22 年、橋下当時知事が「どんどん提案していこう」とおっしゃられた 2 年度を除いては、10 件以下という提案件数になっています。分野は右のグラフのとおりです。その結果認められたものは、先ほども申し上げましたが、特区対応としては 11、全国展開としては 28 になっております。

認められた中身についてですが、その次のページに書かせていただいております。金融、研究教育、物流が中心になっております。

その具体的な項目を次のページに入れさせていただいております。金融については、地域通貨の事前登録要件の緩和。研究教育、これは外国人研究者を活用した研究開発のための在留資格等の緩和です。物流は、関空における 24 時間通関サービスの充実などが特区実施ということで認められております。このうち、大阪府が申請はしたんですけど、特区として実施したのは、計画を出して実行していったのは、いちばん上の金融の話と、二番めの在留資格の緩和、これは京阪奈等のエリアで特区申請しております。物流、24 時間通関サービスと、公有水面埋立法に基づく許可手続の簡素化、これは関空、りんくうで国際交流特区ということで申請しています。いちばん下のグループホームの定員要件の緩和、これは、豊中市といっしょに障がい者の地域生活支援特区ということで特区実施しております。

これらの特区を受けて、実際どんな成果が出てきたのか、アウトカムということで、その次のページにまとめさせていただいておりますが、先ほど申し上げた在留資格の緩和につきましては、34 人の方が在留資格を付与されたという形になってます。地域通貨の発行につきましては、発行額として約 1,500 万円くらい。障がい者の地域生活支援特区、さっきのグループホームの要件緩和ですけど、実際その措置を利用したのは 1 件、利用者数 3 件ということになっています。大阪府から提案したものではないですが、他府県の提案を踏まえて大阪府として特区計画を出したものが真ん中にある二つでございまして、IT 人材育成特区、これについては、試験の科目免除を受けたものがそれぞれ右端に書いております人数になっております。

続いてが大阪市からの申請と採択状況でございまして、それぞれ府と同じようなスタイルで書かせていただいておりますが、冒頭に 14 年度でどっと出して、21、22 にもう一つ山がきて、あとは 10 件以下ということになっております。分野については、棒グラフのとおりです。成果についても、特区対応 7 件、全国対応が 9 件ということになっています。認められたものでご

ざいますが、外国人在留資格等が中心になっております。

具体的な中身が次のページにございまして、運輸・物流、在留資格、大学設置基準の緩和、銀行店舗後の遊休不動産の有効活用などが実際認められているところでございます。

特区の実績といたしましては、ビジネス人材育成特区ということで、会社による学校設置。その結果、専門職大学院が設置されまして、その中で、卒業生も5人起業、今後事業を拡大することで雇用創出も見込まれる、あるいは、医療系大学が設置されたなどが成果としてカウントされているところでございます。

その次のページは全国状況ということで、先ほど申し上げましたような採択率の話を書かせていただいております。分野別では、全国傾向としては研究開発がいちばん多く申請されております。その次が、産業再生、観光国際交流という順番になってます。この申請に対し、対応がとられたもの、特区対応・全国対応がとられたものが、国際交流、研究開発、環境・エネルギーなど新規成長分野に集中しております。こうした分野は、既得権益者が少なかったのので、省庁の抵抗が弱かったのではないかとというふうな分析がなされていると伺っております。

次のページからが、総合特区の申請と採択状況です。先ほど申し上げましたように、府市だけでなく、関西全体で申請しております。23年12月に国際戦略総合特区として指定を受けまして、規制緩和は103項目提案して54項目これまでの3回の協議で優先協議を実施してまいりました。その結果、実現したものは17項目になっております。

その次のページに、その具体的な中身、認められた中身等を書かせていただいております。規制緩和で認められた5つについては、PMDA-WESTの設置とか、関空の「薬監証明の電子化、簡素化」、旧私としごと館に関する「国有財産法の特例」なんかが既に実現しております。実現に向け調整中ということで規制緩和が進んできているものが、外国人医師等の臨床修練制度の修練期間の延長、阪神港における貸付特例、そういったものが上がっております。また、税制につきましては、この特区で投資税額控除の制度として認められておりまして、実際、29案件があがっております。そこで160億くらいの投資が実際行われてきたところでございます。

これまでの大阪府市の両特区制度に対する特区提案の課題整理をその次のページでさせていただいております。先ほど申し上げましたように、構造改革特区につきましては誰でも提案できて、文書回答される仕組みができたこと。総合特区につきましては協議の場が法定されているというのが、それ以前に比べると進んだ制度だったのかなと。ただ、二つめに書かせていただいているように、当初は大きな規制についても手を付けられたが、なかなか認定件数も、中身としても、小さなものになっており、制度として限界が出ているのではないかと。いっそうの強力な規制緩和姿勢というのが、我々としては望ましいところであると考えております。またこれらの制度については、規制緩和することが目的となって地域活性化に結びついていないという批判も伺ったところでございます。一方で、地方側の課題としては、先ほど申し上げましたように、現行で可能なもの、あるいは、事実誤認とか、予算・財政措置の提案との混在というような認識・精査不足があったということも否めないところでございます。また、国に全部、おんぶにだっこという形で、地方の努力がなかった提案というのも今までの提案の中には含まれていたと、あるいは官業の民間開放なり、利便性の向上、行政事務の簡素化に係る提案

はこれまで少なかったというふうに分析しております。

その次のページ以降は、今回8月12日に国家戦略特区の提案募集がなされたときに、国のほうから示していただいた資料を参考という形で付けさせていただいております。この資料をもとに、今後府市として提案していくに当たって、中身についてはなかなかこの場でお話できないところではございますが、提案に際して押さえるべきポイントとか、制度について望むこととか、そういったことについてご意見を賜ればというふうに考えております。よろしくお願ひします。

(堺屋会長) ありがとうございます。いろいろと特区の提案の採用もあるのですが、比較的細部にわたる話が多いような気がしますので、少し大胆な提案を今回はしたらどうかという気がしますけども、今のようなお話のような状況でございますので、委員の先生からこういう特区を出したらどうかと提案いただいたらどうでしょう。もう既にやっているということであればいいんでございますけども。11日までですので、こういう提案をやったらどうか。この非常に微に入り細にわたって書いておられますので、もっと大掴みな話があったほうが良いような気がいたしますね。今回アベノミクスでかなり大胆なことを期待しているようで、各省との間にはかなりズレているようです。各省のほうはなるべく府県から出さないように抑えている傾向があるんですけどね。何かこういうような提案をしてみたらどうかというようにことがもしございましたら、公開の場では建議用のものと抵触する場合がありますので、一度書類でいただいて、またいよいよ出すというものは公開するというようなかっこうにしたらどうでしょうか。

(原委員) 今ご説明いただいた中身についてなんですけど、打率2割ということで、残りの8割のところっていうのに実は本当はやるべき課題というのがたくさん眠っている可能性があるのではないかなという気がするんですね。ご説明をいただいた中で、例えば、現行法で可能ですというのが相当部分を占めていたりするわけですけども、私こういう規制改革とかに関わってきた経験からすると、ここが非常に怪しくて、一応法律の条文を見ると可能ですということになっているんだけども、実際運用上いろんなところで縛られちゃってできなくなっているというようなものがたくさんありますので、この現行法で可能ですというのが本当にそうなのかというのは、実は疑わしいのではないのかなと。あとは、医療とか福祉とかが、全国一律で実施すべきで特区になじまないから採択率が低いということになっていましたという話があったんですが、これも私こういうのに関わってきた経験からすると、厚生労働省さんて必ず全国一律でおよそいろんなことはやるべきだと答えられるなという気がしておって、中身本当に聞いていくとなぜ全国一律にすべきなのかよく分からないということがたいへん多いような気がしますので、8割の採択されませんでしたというところ、申請したことが中にはちょっと間違っただけで申請してしまいましたみたいなものがあつたのかもしれないんですけども、ここに本当に課題が眠っていないのかということをもう1回再確認して検討してみるべきなのではないかなと思います。その意味で、残りの課題の8割の部分がどういうものがあつたのかというのを、どの程度中身を精査していらっしゃるのか、あるいは、場合によっては私どもに共有いただいてこちらで検討させていただくということが可能なものなのかどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

(吉田政策課長) 実際、手元に一覧表を持っておるんですけど、先生に共有させていただいて、

ご意見ご指導いただけたらと思います。一応我々のほうでも、省庁との協議というか、文書回答の中ではそう言われてしまったらというところもございましたので、そのへん先ほどおっしゃっていただいたように、今、ワーキングの中でも議論させていただいているベースとしてこれもご検討いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

(堺屋会長) 断られた中で、これは惜しいというものはありますか。そういうものを特に、これが実現すればたいへん効果があるのにとというようなですね、そういうものを選びだしてお知らせいただけたらと思いますけどもね。それがどういう理由で断られたのかというのも検討の余地があると思いますが。役所というのは、法律でできることになっていてもさせないということがたくさんあるものですからね。それでね、効果が多いから、もう1回やってみたらというものだけを選び抜いて教えていただけたらと思います。今でなくてけっこうです。

(吉田政策課長) そうしましたら、あらためて整理させていただいて共有させていただくというか、お届けさせていただきます。

(上山副会長) 進め方なんですけども、9月11日がデッドラインということで今こういう議論になっている。しかし、特区をやっている担当チームが府市にいるので、彼らと、原さんと岸さんと堺屋先生と、別途打合せをさせていただいたほうがいいのでは。十分な情報なしにここでこれもやったらどうかとか、足りないんじゃないとか言っても、その情報自体を公開しないという知事の方針があるわけですから、議論が空回りになるんじゃないかと思います。

(岸委員) そういう意味で、今日この段階で詳しいことは難しいと思うんですけども、今のご説明との関連でぜひこれは念頭に置いておいたほうがいいのかと思う点は、やっぱり今までの特区って問題、限界があったわけですね。それは、提案する側として、堺屋先生のおっしゃったように比較的細かいものが多かったというのもあるでしょうし、それ以上に、国の側で特区の仕組みだけ作って、あとはそれを受けるかどうかは各省庁に任せちゃった。結果的に、各省庁の側は担当レベルで決めていた。当然、ノーぱっかりになっちゃった。今回の国家戦略特区は、その反省を踏まえていて、官邸主導でやっていくと、各省庁の担当の人に任せないという方針を決めていますので、そういう意味では、原さんが言ったように、今までダメだったもの、意味があるものでもダメになったものが、十分復活の可能性はあると思いますので、要は、今までダメだったから今回もダメだろうと思うのは捨てたほうがいいたろうなど。

その前提で、まさに堺屋先生がおっしゃったとおり、大阪の経済全体になるべく効果が出るものを推していったほうがいいのかと思う。あまり中身に入る気はありませんけども、そういう観点から私、今日、資料を配らせていただきまして、どうせ提案するならば、例えば法人税についてもゼロにするくらい、政府のほうでも法人税減税を考えているくらいですから、それくらい言ってもいいと思いますし、あとは労働市場改革ですね。政府の側でも9月から重点課題で検討することになっていますので、それを先んじて海外企業が大阪に投資する場合には雇用規制の緩和はやったほうがいいですし、あと大阪の問題を考える場合やっぱり教育の問題。大阪の側でも検討の中身に入っていますけども、学校の公設民営。これを普通科的な教育もさることながら、やっぱり大阪の雇用状況の改善のためには職業訓練をもっともっと導入していったほうがいいのかと思いますので。それに加えて堺屋先生が前回おっしゃったような「まち」の問題ですね。これに関しては、実際、ヨーロッパの都市では、堺屋先生がおっしゃったような方法を

やることによって、地元の文化・観光再生することによって活性化に成功している例はたくさんありますから、そういう点を踏まえて、いろいろ何というか細かい規制を言うのも大事なんですけども、やっぱり大括りで方向性が分かるような形の提案に仕上げるのも大事なかなというふうに思っています。

(榮野企画室長) 今ご提案を、岸委員からいただいたものも含めまして、副会長がおっしゃっていただいたように、知事とも十分相談しまして、提案までに堺屋会長、岸委員、原委員とも相談させていただいて、いただいた意見、できるだけ早くいただければ、その意向も踏まえて知事とも相談させていただいて進めさせていただきたいと思います。

(堺屋会長) 意見出すのもけっこうなんですけども、現在の状況とも擦り合わさないと空振りになってしまいますので、闇夜に鉄砲撃つようになるから。だから、日にちを決めて、いつできますか。べつに会議でなくて、個別でもいいんですが。

(榮野企画室長) できたらそういう形にさせていただきたいと思います。

(上山副会長) たぶん、日を決めて、東京に一回来ていただいて、同じ時間帯でなくてもいいから、一気にやってしまったほうが早いんじゃないでしょうか。

(榮野企画室長) お忙しいかと思しますので、またお願いしたいと思います。

(堺屋会長) やっぱりこういうお仕事を引き受けた以上は、優先してやりますから。

(榮野企画室長) あと補足なんですけども、今回の国家戦略特区、かなり規制改革は突破口と期待されておるんですが、先ほど説明しました構造改革特区、あるいは国際戦略総合特区も併存、廃止ではなくてそのまま残るということですので、振り分けというのも考えていかななくてはならない。それで、知事から指示を受けておりますのは、やはり国家戦略特区は、経済成長に繋がる具体的なプロジェクトということで、かなり絞っていったほうがいいのではないかという指示もいただいておりますので、ただそこでいただいた意見は国に対してどういうふうに言っていくか、国家戦略特区以外の手法もあるということで、ご理解いただけたらというふうに思っております。

(堺屋会長) その振り分けも、一度、皆さんと議論したいと思っております。

(吉川委員) 私、総合特区まではそれなりにいろいろ知っておったんですが、私の印象としては、戦略特区になって内閣主導になったというけど、実は、総合特区も内閣主導だという建前で始まったわけですね。ところが実はそれほどのはっきりした成果が見えないままになんとか今日に至って、私は、総合特区そのものがうまくいかなかったということをちゃんと総括しませんと、今回の戦略特区というのがですね、果たしてどうかという疑問を持っています。特に広い地域になりますと、大阪の場合も近畿でやっているということになりますとね、個別の問題で穴を開けることが逆にできなくなって、広がるとナショナルミニマム的な形がどうしても出てきてしまう。むしろ構造改革特区のほうが、例えば小さな町でも何か出して、これだけやってくださいということが、遠野（自家製酒の製造と販売）や大田（全科目英語の公立小学校の設立）の例でもあったですね。こういうところを穴を開けるほうが具体性があって、実際に何か変わったということが目に見えていいという気がしてます。併存するのはそれはそれで構わないんですが、構造改革特区のようなことで市町村から出てくる意見が具体化されるということのを大事にしないと動きが見えないという気がしてます。そういう意味で、岸さんお

っしやった、内閣主導で行くのもけっこうなんですけど、具体化がなされないと、どうにも見えないところをどう総括しているのかフォローしていただきたいという感じがしてます。

(堺屋会長) 今の点でね、やっぱり市町村を強力に指導する必要があるでしょうね。だから、大阪が府として、あるいは市として、こういうような方向を出すんなら、各市町村あるいは各区あるいは住民を強力に指導していく必要があると思いますよ。それは何か特別なことをするとしたら、やっぱりプラスの面も、マイナスの面も両方でできますからね。説得していかなきゃいけない点もないとは言えないと思いますけどもね。

(福田委員) 国際戦略特区の位置付けについては理解しました。私、来週以降海外に行ったりしているものですから、時間取れないものですから、紙で意見は別途出させていただけたらと思うんですけども。その上で、この会議自体は年度末にかけて個別のテーマを議論していこうという話だと思うんですね。規制を改革しようと言っている以上は、とは言っても、政府側に法律なりを変えてもらわないとここで議論した出口というのが、具体的な成果に繋がっていかないという。今足元でいうと、国家戦略特区が動いていると、ただこの会議としては、年度末に向けて成果物をまとめていこうということで、これはこれで、それぞれ別々に議論をしていくとすると、この会議としてまとめたものを来年の2月なり3月に取りまとめたタイミングでどうやって政府に実現させていくのかということ、それはそれとして別途課題として考えないといけないのではないかなというふうに思いました。そういう意味で来年の通常国会だという話だとすると、2月、3月だと多分ほとんど法律の議論は終わっているタイミングだと思いますし、そうするとこの会議でのターゲットというのは、来年の臨時国会ないしは再来年の通常国会というところに対して動いていくのか、ないしは、そこについていうと、政府側でこういうものを受けてくれる状況があるのかとかですね、そういうのを、議論しながら、この会議として何をゴールにしていくのかということ、議論させていただく必要があるのかなというふうに思いました。

(上山副会長) 今おっしゃった話なんですけど、知事の意向は年度にこだわる必要はないと。ですから2月に向けてまとめるといった感じではなく、さっき事務局から説明がありましたけれども、テーマごとに、例えば10月下旬は環境・エネルギーとかが一応予定されているわけですけど、この議論が終わった後、事務方でさらに整理をしたらもうそのテーマについては完成と。ですから、2月末というものは、べつに意識する必要はないと思います。それから、知事も市長もおっしゃってたのは、出口はいろいろあるということです。特区もあるし、政治的な突破口というものもあるし、あるいは、大阪府市で条例改正すれば終わりというものもあるかもしれない。出口は、たくさんあるから、ここでは、何をどう変えればいいのかを議論してくれと。つまり何月何日の何かに向けて、どれを出すかといった議論は、この会議には期待されていないというふうに思ってます。

(堺屋会長) 上山先生のおっしゃるとおりですけども、さはさりながら、戦略特区は11日だから、出すものはこれまでにまとめたほうがいいですよ。国の力でできることは、やっぱり国の力でやっていただくほうがいいんで、ぜひ今までダメだったものも含めて、これまでに皆さんからの取りまとめられるようなタイミングを、スケジュールを考えることにいたしましょう。

さて、戦略特区の話はそれくらいでよろしいですか。

それでは、次の段階といたしまして、規制改革提案のフローについてお話を進めたいと思います。まず、参考資料2に出ております「楽しい街づくりに向けての規制緩和アンケート」、この参考資料についてご説明いただけますか。

(吉田政策課長) 参考資料2のほうでアンケートの案をご用意させていただいております。これにつきましては堺屋会長のほうから、府民および事業者に大阪を楽しい街にしていくためにはどういった視点が必要かというのを聞いて欲しいということでご指示いただきましたので、それをご用意させていただいたものでございます。現在、先日も堺屋会長とご相談させていただいて、例えば水上バス・観光船の航路を開設したら大阪はもっと楽しくなるんじゃないとか、定期観光バスの復活、あるいはイベントでの道路、公共空間の活用などを進めたらいいと思うけど、それに対して事業者、府民がどのように考えているかをこの様式で確認してほしいと。ついでに、回答を引き出すためにも具体的な海外事例とか実施事例などを盛り込んで聞いたほうがいいんじゃないかということで、現在その例のところはまだ箱書きで書かせていただいておりますけど、これを埋めた形で、まあ早々にアンケートを回収させていただいて、次回の会議には皆様にその結果をご報告させていただくということで考えております。以上です。

(堺屋会長) これについてかなり細かく、これも非常に細かく出ておりますけども、何か追加項目、こういうことも聞いてくれというのがございましたら、皆さんからご意見を伺いたいと思っております。

(原委員) ちょっとよろしいですか、ちょっとなんか細かい話になっちゃうんですけど、このアンケート用紙を拝見しておって、例えばこの①の(2)とか②の(2)とかっていうのは、たぶん、それぞれについて支障となっている規制・制度についてのご意見があればということなんですが、おそらくどういう制度が支障になっているのかっていうのは、役所の担当部局ではお分かりになっている話じゃないかと思うんですけども。このアンケートで何を聞きたいのかなっていうのが、ちょっと正直よく分からないなというかですね、もしいろんなアイデアを求めたいのであれば、こういう具体的な課題を聞いて、規制・制度の課題は何ですかというよりも、どういうことがあったら楽しいと思いますかとかですね、なんかもっとざくっとした聞き方のほうがいいんじゃないのかな。

(堺屋会長) 今の規制の運用についての制限よりね、こんなアイデアを活かしたらどうですかという呼び掛けのほうが面白いと思うんだよね。それで、業者だけではなくに、地域商店街とか市民団体とかに呼び掛けてみたらどうでしょう。

(吉田政策課長) 原委員おっしゃっていただいたように、基本、アイデア提案を受けようかなと思っております。実際、事業者がもしかすると窓口とかで困ったという事例が挙がってくるかもしれないので、一応これを付けさせていただくと考えたんですけどね、もうちょっとそれやったらそれで分かりやすく表現を工夫させていただきます。今、堺屋会長おっしゃっていただいたように、配布先については、広くそういう商店街とかも含めて届くように、関係部と一緒に相談させていただいてやらせていただこうと。

(堺屋会長) 従来こういう街を楽しくするというので、今まで提案されたことはあんまり無いですか。こういう業者だけではなくして。

(吉田政策課長) 今までそういう議論、そういう声を聞いたことは無いというように思います。

(堺屋会長) 例えば、私たちが聞いているのでは、歩行者天国の希望とかあるいは野外音楽会の希望とか。

(吉田政策課長) 実はそういうふうに絞った形で皆さんの声を聞いたというのはこれまでやってこなかったというふうに思います。

(上山副会長) ちょっといいですか。規制改革部会の作業の中で少し、あれですよ、こういうの関係する事業者のヒアリングなんかは、やりましたよね。ただ、あのときの私の記憶だと、何かないですかって聞いてもあんまり急にむこうは思い付かれないので、ここにたまたま水上バスとか観光バスとかいろいろ具体的な話を書いてますけども、たぶんなんか具体的に例えばこんなやつどうですかというリストを少しか呼び水的に出さないと、何かないですかとだけ言って答える人はあんまりいないだろうと思うんですね。こないだの、前回かな、海外は楽しいけどなんか日本は重苦しいよねっていう議論をした覚えがあるんですけど、海外だと普通にできていることをむしろ何かリストアップしてですね、そういうのが大阪にもあったほうがいいんじゃないかという問題提起を、少し理屈を最初書いて、海外ではこのようなことがあるけど日本にはないと、それを大阪が先立ってやったらどうかと思っていますみたいな。そういう仮説を最初書いて事業者に聞くと。さらにその議論をした後に、海外とかこだわらず、何でもいから思い付きでもいから面白い話があったら聞きたいというふうにしたほうがいいんじゃないんですかね。それからあと最後のセクションで具体的な規制について気になっていることがあれば、これも何でも書いてくださいというふうな感じにしないと。ちょっとこれ、1枚めの最初のほうはなんか水上バスとか観光バスのアイデアについての賛否を聞いてて、2枚めの下のほうを見ると、どうやったら観光客来ますかねというご意見募集みたいになってですね、ちょっとこう、いろんなことを配慮し過ぎて全部こう、ごった煮にするとかいうふうになって、ちょっとややピンボケになっているような気がしますね。一般向けと業者向けをもう分けちゃったほうがいいんじゃないですか。そうしたら全然違うと思いますよ。

(堺屋会長) これ、非常にね、既成業者に偏っているところがありますよね。それから今外国でと言われたけど、東京でできて大阪でできぬこと、仙台でできて大阪でできぬこといっぱいあるわけですね。そういうのをどうしてかっていうのは大いなる疑問なんですね。それをできるだけ列挙してみたらいいと思うんですが。

(小幡委員) まったく今のご意見と同感なんですけれども、一つ一つ聞くというよりも、今の海外の事例とか他府県の事例とかを列挙して、やはり個人向けですけれども、府民の方々にだったら、この中で大阪であつたらいいことはどういうことですかと、選んでいただくという形にさせていただいて、それ以外に何かこういうことができたらいいいですかねという質問になるんだと思います。よろしくお願ひします。今思い浮かびましたのは、東京、築地とかの見学会とかあつたりするんですけども、大阪のこの、川のほうから公設市場ですか、に見に行くとか。施設はあるんだけども、そういうのはやっていない、時々されているんでしょうかね。そういうのとかもあると思うので、大阪の川を活かしたところでやっていただければいいかなというようにも思います。

(堺屋会長) 築地の市場は大観光名所になって。

(小幡委員) ええ、そうです。

(堺屋会長) たいへんな数の外国人が見学に来て、朝の7時くらいから行列になってますけど、大阪の中央市場はどうですか。

(小幡委員) 中央市場、そうですね。

(伊東担当部長) 大阪市の都市魅力戦略担当部長伊東と申します。よろしく申し上げます。中央卸売市場も日にちを決めまして、朝の早い時間に見学ツアーというのをやっておられます。ただ、観光資源化までいっているかとなると、なかなかそこまでいっていないというのが現状ですね。

(岸委員) あと、アンケートする際に知っておくべき大事なポイントで、イベントだけに終始しないほうがいいだろうなど。つまり、街の作り方自体が楽しい街づくりに繋がるというのがすごくありまして、いくつか簡単に例を言えば、例えばフランスのストラスブールがそれなりに成功した理由は、要は、街の中心部にクルマを入れないっていう形を作った。そういう規制によってうまくいってる。で、あとは例えばストックホルムとかハンブルクだとかなんかがうまくいっている理由は、ダウンタウン再開発の過程で、若い人がそこで利用しやすいようにアトリエとかいろんなもの作ってですね、ロフトを作って、要は日本で言う用途規制みたいなものを取っ払って変えていった、そういう街の作り方で変わっていった部分がすごくありますから、こういうアンケートすごい大事だから、よりいっそうイベントというのがあったらいいというのに終始しないように、街の作り方自体に関しても意見を言えるようにしたほうが大事かなっていうふうには思います。

(堺屋会長) この楽しい街づくりっていうのは、たいへん倫理観の変更でございましてね。今日本の街づくりっていうのは安全第一で、楽しさっていうのは正義に入っていないという倫理に入っていないという特殊な社会なんです。世界中で日本だけなんです、だんだんそれがひどくなってきて、安全と言えども通るといので、各役所が安全を理由に規制をどんどん強化しておりますけども、これに楽しさを入れるというのは、世の中がひっくり返るような騒ぎなんです。で、おそらくその、何かの提案をすれば、それは危険だというただ一言で断ってくるということが多いんですけど、そのおかげで日本は今や自動車1台当たりの交通事故が世界で3番めに少ない。1番めと2番めはモルディブ諸島と何とか島で道路が10キロ以上無いところばかりっていうくらい安全になったんですね。過剰安全で、最近では自転車に乗るのに傘をさしちゃいかんというから熱中症で何百人死んだんですかね今年、1日で47人死んだときもある。それは専ら警察の権限意識なんです。これをどっかで、やっぱり破らんことにはいかんと。一時の効率第一主義が、安全・安心・平等のほうに偏ったのといっしょの、どこかでこの極限までいったというのを破らないかん、そういう使命感、正義感をもって考えてもらいたいですね。それは危険です、例えば、陸橋の上に飾りを付けたら仰向けに顔を向けて運転するやつがいるから危険ですって言ってたら、六本木の陸橋にはたちまち付いちゃったわけですね。大阪は御堂筋はダメだっていったんだ、あそこは。というような正義のバランスと言うかね、幸福の追求を、正義のバランスを考えないと、安全第一だけでは、安全は大事なんですけど、だけでは監獄国家になってしまう。監獄に入っているほど安全なことはいませんよ。そういう、ちょっと息抜きというか、市民の楽しみというのを許可できるような体制に

考えていきたいと思えますね、これは。

(上山副会長) このアンケートは一つの思考過程だとは思いますが、出口をやっぱり考える必要がある。さっき事務局から、各分野の資料5、規制改革提案をしたあとどうやってまとめていくのかという2枚目で提案には2種類ある。規制改革に関する提案と新しい政策に関する提案の2本立てにしたらいという話がありました。それから、できれば何とかプロジェクトという形ですね、分かりやすい提案をしたほうがいい。私はこういうことを最初から意識したほうがいいと思っています。いきなり今日やあるいは次回にプロジェクトのリストが並ぶものでもないと思うんですけど、まあ、歩行者天国なんかも既にたぶんここにおられる委員の方皆さん賛成している。ですから、そういう意味でリストを作り始めて、歩行者天国プロジェクトというシートを作って、次回出していただければいいんじゃないか。それ以外にもフィルムコミッションの話とか、後で紹介される橋爪先生の話とかいろいろ出てくるのがある。このフォーラムでまとめ始めていただければいいと思う。それであと今岸さんが非常に大事なことをおっしゃったと思うんですけど、規制系と政策系と二つあるんだけど、その中の要素をもう一回分ける作業があると思う。それであのさっき、街づくりとおっしゃったのは、まさにこの政策系。都市計画だとか交通戦略だとかいったものが大きな要素としてあるという話だと思う。だから政策系と規制系の中にどんな塊があるのかというのを洗い出してもらいたいと思えますね。規制に関しては前回けっこう議論して、一つは事業者に対する規制という議論がありました。風営法とか建築基準とか消防とかです。楽しさ系の産業、飲食とか旅行とかの商業に対する不必要な規制はやめてもらうというのが一個、塊として明らかにあると。それから、イベントに関する規制。これは、道路とか公園の使用許可とかもどうもひと塊、ふた塊ある感じ。それからあとまあ、交通とか都市計画とかもうちょっと大きな単位でエリア全体に関する規制というものもあるのかもしれない。河川とかです。一方、政策系のほうについていうと、街づくり系はもちろんあるし、それからあと文化戦略みたいなものも入る。あと、ブランドとかコンセプトっていうのは大阪の場合非常に大事だと思う。大阪イコールどうも道頓堀のイメージだけっていうふうになっていて、それ以外のイメージが無いから多様な厚みが出てこない。そういうことだと思う。ですから、ブランド戦略みたいなとこまで規制改革の中でどこまで言うのかという問題はあるけれども、楽しさっていう軸で上げて一回考えてみるっていう作業をやったらどうかと思う。そういう意味ではこのプロジェクトシートっていうのを積み上げ型で、過去の議事録からきっちり積み上げて作っていただく作業とこの細目っていうか中項目っていうのかな、中項目の洗い出しも今回力入れてやったらどうかと思います。

(堺屋会長) 上山先生の提案、真にみごとなんですけど、事務局でやっていただけるかどうかですね。というのは、おそらく事務局の経験というのは、今までこの安全第一というような発想できておられるので、急にこういう提案をしても戸惑いがあるのではないかなと思うんですよ。だから、事務局のほうでできることとできないことをはっきり言っていただいて、こういうことは委員の先生、あるいは委員の下に補佐を付けてやってくださいという代案いただいたほうが現実的だと思うのですね。

(榮野企画室長) よろしいでしょうか。二つ立場がありまして、行政内部できっちり調整をしますね、行政として案を出すということになりますと、会長おっしゃっていただいていますよう

に限界がやはりございますので、あくまで委員会の事務局として、委員の先生のアイデアを作業としてお伝えするというスタンスであれば、作業させていただけると思いますので、個別にそれぞれの委員の先生と相談させていただきながらそのシートは作成させていただきたいと存じます。

(堺屋会長) いかがですか。個別にという話ですが。我々のほうから、なんかこう雑駁なものでもいいから書いたものを出して、それを事務局で取りまとめてもらおうとか、あるいはヒアリングにきてもらおうとかいう手もありますけど、どうでしょう。

(吉川委員) 例えばね、分かりやすい例でいえば、賭博法改正というのは、ずっと前からいろんな議論になってますよね。例えば東京だって、お台場あたりが候補地になったりするくらいですから。そういう話は、あんまり行政のほうは言いにくいときに、委員ならば出せると、そういうところはあるんですかね。

(堺屋会長) それはあるでしょうね。

(吉川委員) 賭博法って国際的にみればそれほど、普通にやられていることですよ、アメリカでもどこでもね。そういう話っていうのはやれるんでしょうか。

(堺屋会長) 今のカジノの話というのは、別途国会でも大議論になってございますので、それは言ってみてもいいけども、通るか通らないかは大議論になると思いますよね。で、大阪だけ通るような方法を考えるというのもあるかと思いますが、それは、なかなか難しい。

(上山副会長) 資料6と別冊資料に事務局の今の、その能力を窺わせるような調査資料があるので。けっこうヒアリングしていただいているんじゃないかなと、これ読むと思うので、ちょっと話を聞いてみませんか。

(堺屋会長) 資料6、橋爪紳也特別顧問の話から広告業者の話までございますので、ちょっと事務局からご説明いただけますか。

(吉田政策課長) 資料6についてご説明させていただきます。この間も、表紙に書かせていただいていますように橋爪顧問、広告を取り扱っておられる事業者さん何社か集まってお話をお話をお聞きする機会と、それで、観光局長、今年こられました加納局長にヒアリングにありましたので、その結果をまとめさせていただいているものでございます。

まず、橋爪顧問のご提案ですけど、橋爪顧問は、先ほどもお話がありましたが、海外の事例なんかを引っぱってきて、大阪の目指すべき方向というのをを出しておられます。一つめが、年間を通じてさまざまなフェスティバルが開催されている都市を目指すべきだと。例に挙げられたのが、イギリスのエジンバラ、この前行ってこられたんですけど、この8月に大規模フェスティバルをいくつも同時並行で開催していると。その公共空間というのを特定の実行委員会が自由に利活用できるという形を採っていると。それで、数十万人の、エジンバラの人口が46万ですけど、それ以上の客がそこに集まってきているとおっしゃられていました。大阪も2015年に大坂の陣400年プロジェクトがあるので、それを契機に、毎年恒例となる形で、大型フェスティバルが同時開催されるような都市になっていくべきだと。そのために公共空間の利活用、民間が大胆に使えるような規制緩和に取り組んでいくべきだというふうにおっしゃられています。また、そういう利活用を促進するためには、おカネの回る仕組みが必要なので、イギリスやアメリカで採り入れられてます BID 制度なんかの導入も必要じゃないかというふうにお

っしやられています。また、ストリートライブ、街路や河川、橋梁などを「オープンスペース」として活用できるというのも今後やっていくべきじゃないかというふうなお話をされています。ちなみに、この前の統合本部でも橋下市長から天王寺公園やとんぼりウォークなどを例に出しておられましたけど、ストリートパフォーマンスをもっと自由にできるような、そういう街にしていきたいというふうなお話もありましたので、そこは補足させていただきます。

二つめのご提案が「歴史的建築物の利活用の促進を」ということで、中央公会堂とか寺内町とかたくさん大阪には歴史的建築物があるにもかかわらず、宿泊施設とか飲食施設としては十分に活用されていないと。その背景には、文化財保護の視点に立った旅館業法や建基法、消防法などの規制があるというふうに思っている。スペインやポルトガルでは国が既にそういったものを転用できるように認めているということだが、日本では以前から認められているものしかそういった利活用は許していない。大阪のたくさんある歴史的建築物を活用するために必要な規制を緩和していくべきだというふうにおっしゃってます。特に中央公会堂とか大阪府庁庁舎などもその対象になるんじゃないかというふうにおっしゃられました。

めくっていただきまして、三つめがイベントの規制緩和でございます。その具体例を先生ご自身が作成されました別冊資料で付けさせていただいてますけど、「規制による催事制限等の事例」ということで、これは橋爪顧問個人としての意見ではなくて、イベントの専門家たちの皆さんを集めて議論した、その上でまとめたものだというふうにおっしゃっておられました。内容について簡単に触れさせていただきますと、事例①、事例②がございますが、まず、「道交法・屋外広告物法関連」でございます。事例①は、イベントにスポンサーがついても、道路では看板とかを掲出できないと、スポンサーの露出への制限が多すぎるということを課題として挙げておられます。

また、二つめは、事例②は、イベントの際に動く光を使うことが規制されていると。また、橋爪顧問がやっておられる水都等のイベントでラバーダックというのが大川に浮かんでおりましたが、あれについても眼を道路に向けてはいけなないと。なぜかというと、運転手と目が合えば事故が起こるからと規制、制限を受けたんだと。広島の場合は、道路に面して浮かべることが許されていると。ちょっと大阪は厳しいんじゃないかというお話をされておりました。

事例③は、サンプリング、企業の無料での商品配布というものを練り歩きながら配るのは今の制度では認められていない。あらかじめ配る場所というのは決められていて、そこでしか配れない。もっと練り歩きができるようにしてほしいというリクエストです。

次は、「kappo とフェスタの広告表現の緩和と規制」の要望ですが、公道上では先ほど申し上げたサンプリング、企業の無料での商品配布はダメ、イベント協賛看板もダメ、企業キャラクターの「装飾カー」というのも広告物とみなされてダメだと。また、日本橋ストリートフェスタなんかでは、通常は道路、歩道上に認められているのぼり広告もイベントの際は許可が下りないことがあると。このへんはもっと自由に、先ほどおっしゃられたスポンサーを付けてもっておカネを回すような仕組みを作りたいので、ぜひ緩和して行ってほしいというリクエストでございました。

次が「道路法関連」でございまして、これは建物の建替えの仮囲いに広告を出そうとしたら、その仮囲いが道路上に張り出してますと自由に広告を出せないというので、そういうようなこ

とはできないかと。敷地内に立てたら何をしても構わないのですが、道路に張り出しているとその広告はアウトといわれているので、そこを何とかできないかと。

事例⑥は壁面の投影広告は原則アウト、道頓堀の川を挟んだ投影広告はマルになってるんですけど、道路の場合はアウトになっているので、そのへんをなんとかしてほしいというリクエストです。

次が「景観法関連」で、景観形成地区というのが設けられていますけど、その中で難波に大型のLED画面を置こうとしたら、美観誘導基準がありまして、それがアウトになったと。難波の駅前をタイムズスクエアみたいに広場化するときには、広告収入、LED画面での広告収入でエリアマネジメントしたいと思っているので、そのへんはおカネが入るように画面設置を認めてほしい、ぜひ緩和してほしいという意見でございました。

事例⑧は、壁面ではなく窓の面に広告物を出そうとするとそれは建築美観誘導基準に反してアウトということになっています。

事例⑨は建基法関連で、同一敷地内の壁面広告の数は限られていて、新たな広告が認められなかったという事例です。この事例では、ガラスの中に、壁面じゃなくて内側に透明なガラスを通じて外から見えるように広告を設置しようとしたんですけど、それも壁面扱いされてしまってアウトになったと、それを何とかしてほしいというリクエストでした。

事例⑩につきましては、テントの建築許可申請で、テントを出すに当たっては許可申請が必要なんですけど、いったんイベントが終わってテントを片付けてまた1か月先に出そうとするとまた同じような申請手続が必要、その際に風力計算とかあらためてしないとイケないので、非常に出費がかかると。だから、既製品等で実績評価がなされているものについては手続を簡素化してほしいというリクエストがございました。

事例⑫は薬事法関連で、これは目薬のテレビのCMなんかでみんなで一斉に目薬を差すような画面というのはアウトというようになっているそうで、それを緩和してほしいというリクエストでした。

最後、規制緩和ではないんですけど、スポーツコミッションということで、埼玉の事例が挙がっておりますが、スポーツを開催するときのいろんな規制の手続の窓口を一本化しているのを例として挙げられて、大阪でイベントする際の窓口を一元化できないかと。これはイベント業者との議論の中でもたくさんそういう声が上がっていたので、イベントコミッションというのを設立して、イベントに関する手続の一元化というのをお願いしたいということをおっしゃられてました。

また、元のレジュメのほうにお戻りいただきまして、今申し上げた広告関係等のリクエストとは別に「行政窓口ごとに違うルールを統一化を」というのをおっしゃっておられまして、これは例えばフリーマーケットの仮設店舗の営業許可の事例を挙げておられましたが、消防署ごとにルールが違くと。当然、管理指導の徹底は必要なんだけれど、あまりルールがバラバラだと民間の活動を制約すると。こっちやったらいいので、それでいいやろうと思って他の自治体とはアウトになってしまって、非常に無駄足を踏んでしまうことが多いと。そのへんは府全体で統一のルールを設けるべきではないかということをおっしゃられました。

いちばん最後は、先ほど申し上げたイベントコミッションの設立のお話をされました。

次が広告事業者へのヒアリングということで付けさせていただいているやつでございます。これは数社の、先ほど申し上げたように何社か集まってお話を伺いました。口々におっしゃられてましたのが、大阪は東京や名古屋に比べて広告等の規制が厳しいんだと。だから広告やイベントの申請は基本的に認められないという前提で協議をしていると。スポンサーにもそういう話をしないとイケない。ただ大阪というのは看板が名物になっていて、それはほとんど他の都市には無い。だから、広告というのはもっと大事にするべきじゃないかというおっしゃり方でもございました。東京などと比較しての課題ということでおっしゃられてたのが、まず道路使用許可、広告表現、工事仮囲いの利用等、警察許可を得ることが非常に困難やと。また、屋外広告物のデザインの基準なども、書かれているものは非常に抽象的な表現なので、担当者の主観とかに左右されかねないというところをけっこう問題としておっしゃっておられました。また、イベント時の仮設の構造物の取扱い、これは先ほど橋爪先生のところでも申し上げましたけど、一般の建築物と同様の取扱いとされて申請手続に時間がかかることなどをおっしゃられてました。

要望としておっしゃられてましたのは、堺屋先生のご意見、アイデアの中にも入ってましたけど、「広告特区」を制定してほしいと。エリアとテーマを決めて地域の特徴を活かした広告を出せるような環境を作ってくれないか。例えば行政が、この看板、このスペースは規制が掛かりませんよというものを提供して、そこにどんどん広告を貼らせてもらえるような仕組みとこのを作ってもらえないかと。そのために個別法での規制を何らかの形で、特区というふうな、国の特区なのか自治体の特区なのかそのへんはいろいろあるやろうけど、個別法の規制を緩和するようなエリアを設けてほしいというようなことをおっしゃってました。

二つめがネーミングライツで、今例えば歩道橋、阪急の前とか阿倍野とかありますけど、あいつたところは名前の掲出だけしか認められてないと。やはりおカネを出そうとするのであれば、自分のところの企業の店舗への誘導サインとか、歩道橋なりをイベント利用できるとか、そういったご利益がないとなかなかおカネを出しにくいと。そのへんの規制緩和をお願いしたいというお話でした。

三つめが海外の先進事例をぜひ参考にしてほしいということをおっしゃられてまして、ドイツなんかでは鉄道の橋脚部分を、レゴでしたか子ども向けのブロックで組んだようなデザインを貼り付けたりされている。フランスはパリのエッフェル塔にマッピング、投影広告みたいなやつをされた事例なんかもある。そういったものは、やはり都市魅力に繋がっているので、規制緩和していただきたいと。

四つめは先ほど申し上げた主観というか、曖昧な基準というのは業者としても対応に苦慮する、非常に無駄足を踏むことが多いということなので、基準を明確化してほしい、あるいは担当者だけじゃなくて、ある程度客観性を確保するような第三者が入ったような機関を設けてそこで審査していただけるようなやり方を考えられないかと。名古屋はそういったことをやってくれているというふうにおっしゃられてました。

最後は、手続の簡素化で、例えばプロポーザル提案をするときにいろんな書類を求められるけど、実際に契約するときに必要な書類まで、そのときは必要だろうと思われるような書類まで、例えば会社の登記簿とかそういったものをプロポーザル提案の際にも求められるので、そ

ういったムダと思われるような書類は手続を簡素化してほしいということをおっしゃられました。

次が、観光局長の提案でございます。観光局長は、府民はもちろんだけれど外国人にとっても楽しめる街にしていきたい。4月から7月に外国人対象のアンケートを実施した、その中でもいろんな意見が外国人からリクエストとして挙がっている。それらを踏まえてぜひやっていただきたいことを3点挙げさせていただくということで、お話しいただいたものです。

一つめがダンス規制の緩和。東京にはナイトカルチャーがあるけど、大阪には無いと外国から来られた方はおっしゃられていると。風営法のダンス規制が大阪は特に厳しいということがあるようだ。飲食店はオールナイトでもダンスが加わると1時までしか認められない。この規制というのは、戦後すぐにできた規制だといわれている。それが今まで残っているというのはいかがなものかと。実際、大阪は規制が厳しいので、宿泊するに当たっても、規制が緩いといわれている京都や神戸に逃げていっていると。大阪はその点で宿泊客の獲得というのに後れをとっている。外国人を惹き付けるためにもダンス規制の緩和をお願いしたいというのが一つめです。

二つめは地下鉄の営業時間の延長。これは東京に比べて早すぎると。もっと遅くまで、特に土曜日日曜日の終電時間を延ばしてほしいというふうにおっしゃられました。

三つめが公道、道路の利活用の緩和です。加納局長おっしゃられたのが、ニューヨークで自転車レースというか、大人も子どもも楽しめるような自転車イベントをやっておられるそうです。それを御堂筋から南港までの公道を活用してやりたいと思っているんだけど、実際、公道活用については、非常に制約があって実現が困難だと言われている。大阪の魅力を高めるためにもぜひその規制緩和に取り組んでいただきたい。この3点をおっしゃっておられました。

ヒアリングで行かせていただいたのは以上でございます。

(堺屋会長) ありがとうございます。この最後のニューヨークの自転車競技、このファイブ・ボロ・バイク・ツアーというのは、私が第1回から4回か参加しておりまして、五つの区、マンハッタンとかブロンクスとかクイーンズ、ブルックリン、スタテンアイランドと、67キロ回るんですけど。そのときは全部の道路が自転車可能であるだけでなしに、地下鉄に自転車を持ち込んでもいいとかですね、もう全市挙げての大イベントになります。テレビで放映されたことが、私の出演番組で放映されたことがあるので、ご覧になった方がおられますけど、例えば大阪の高速道路、環状道路を公開するなんてことがあればね、非常にいいんですが、ブルックリンハイウェイが全部開放されます。えらい勢いで5万台ぐらい出ますから、マラソンの5万人と自転車の5万台では歩兵と騎兵ほど違いますからすごいプレゼンスになるんですよ。

この大阪が特別に厳しいというのは、どこに由来しているんですか。なんかその特別厳しいということは、みんなが言うんですね。それは、どこに由来しているのか、ちょっと、根拠があれば教えてほしいんですけど。べつに、そういう根拠があるっていうのが、ええ、どうぞ。

(吉田政策課長) ヒアリングの中で警察の許可がなかなか厳しいというような声が上がっておりました。ただ、実際、警察庁から出されているルールというか、方針なんかでは、イベントにどんどん活用してもらったらいいというような方針も出ておりますので、実際、現場で、安全ですとか、先生おっしゃってましたけど、安全とかを配慮した上で、そのときに必要な規制と

いうのが入っているのかなと思います。

(堺屋会長) それは当然、安全、警察だから、安全だと思うんですが、大阪だけなぜそれが厳しいか不思議なんです。私もね、ずいぶんイベントを大阪で試みましたが、つくづく思うんですけども、東京や仙台やなんか比べてめちゃくちゃ厳しいんですよね。それからこの、ここに何度も出てきます手間がね、その他所のとこでやるっていったら5回でいいところを50回ぐらい来いとかね、なかなかたいへんなんです。これは、なんかそういう基本方針があるんですかね。

(大下都市魅力創造局長) 大阪府の都市魅力創造局長でございます。私どもイベントをする際には、やはり、警察協議にかなり時間が要するというのはございますが、なにも全て警察が悪というわけではございませんで、警察は警察なりの理由がございます。一つはやはり府民住民の安全の確保の問題。それから、治安維持と言いますか、治安を静謐に保つという問題。さらには、市民経済への影響ですね、これを極力少なくするという観点、そういう観点から警察側は、種々の条件をお付けになり、われわれもそれに応える努力をしているので時間がかかるという状況でございます。その中でやはり、他府県と違うとすれば、これは推測でございますが、大阪なりの、そういう環境の違いというのがあるのではないかと。交通状況然り、あるいは全体的な犯罪の発生率然り、あるいは場合によっては、大阪人特有の気質の問題等々も含めまして、そういうことを総合的に判断して、警察は種々の状況を想定しながら、さまざまな条件を付け加えておられるんじゃないかなというふうに理解してございます。

(堺屋会長) そのいちばん最後におっしゃったね、大阪府民の愚民化すると、軽蔑してるというね、この状況がいちばん問題なんです。必ず、東京の人は立派だけど、大阪のやつは、と、こういう議論は必ず出るんですけどね。そういうのは。

(大下都市魅力創造局長) 一点、最後のはあくまでも私の推測で申し上げたわけでした、警察がおっしゃっているわけではございません。一つ例を挙げますと、例えば阪神が優勝した際に戎橋から飛び込むとかですね、ああいう、やはり勢いに乗りやすいということに関しても一定の注意が必要であるというふうに私自身が感じてますので、そういうことを意識されているのではないかと推測で申し上げたところでございます。

(堺屋会長) 戎橋から飛び込んだらそんなに悪いかね。

(上山副会長) このヒアリングは非常に内容がリッチだと思うんですけど、これもやっぱり分析が要と思う。そもそも運用の話と規制の話と分ける必要がある。それから、手続の話と実質の話とを分ける必要がある。それからスピードに関する話、手間に関する話と、分類する必要がある。警察問題は、前回の会議も含めて、明らかに有るようですが、警察にも意見があるんだったら、警察をここにお呼びすればいい。

(堺屋会長) いや、もちろん。

(上山副会長) ストレートに聞いてしまえばいいと思うんです。

(堺屋会長) 私も何度も66回御堂筋パレードのときに警察に行ったことがあるからよく分かりますけど。一度、警察の責任者、は誰ですかね。交通課の人も、群衆整理の人も、いろいろ出てくるんだけど。

(上山副会長) 本部長。

(堺屋会長) 本部長はね、国家公務員だからね、あれ、あんまりね。

(上山副会長) 運用をご存じない。

(堺屋会長) 運用をご存じないよりね、まあ、あんまり、こう、下々に関係しないところがあるんですよ。だから。

(上山副会長) 現場の長ですか。

(堺屋会長) 現場の長ですかね。それで、仮にですよ。仮に、この大阪府の方針、大阪市の方針として緩和することに決まったら、警察は自治体警察だから、従いますかね。

(大下都市魅力創造局長) 従うかどうかはわからないんですけど、基本的に、知事、市長が明確なメッセージ、判断の下に、その情報を十分警察に伝えれば、時間はかかり、いろいろとご宿題はいただきますけれど、最終的には実現をしております。例えば、大阪マラソン然り、あるいは大阪城を活用したレッドブルのイベント然りでございますけれども、さまざまな規制があり、事実、調整にお時間がかかるのですが、いちばん大事なのは、やはり、トップが明確に判断し、指示を出し、それを周知すること。それを警察側に十分伝えることというのが大事だと私は思っております。

(上山副会長) あと一個あるんですけど、私は、警察の仕事の仕方がそもそも非効率なんじゃないかと思うんですね。目的は事故を防ぐとか覚醒剤の取引を防止するとかいろいろあると思うんですけど、規制という手法がはたして賢いのかどうかという根本的な疑問です。それがもしかすると鍵かもしれない。だとすると、警察はこの問題に関しては、あんまり取り越し苦労されなくてよろしい、むしろ大阪府が事前に別の手段で、経済的な、例えば罰金とかですね、条例を作るから、そっちでやればいいですとかですね。なんか警察に任せてしまっているという役所の側の体質の問題もあるのかもしれない。そもそも自治体警察ではあるんだけど、実際は別の役所になってしまっている。むこうは、ある意味、自分たちが街を守るんだと思って必死で頑張る。それで今のようになってしまう。こっちはこっちで規制緩和といっている。やっぱりバランスがおかしいですよ。むこうは楽しい街にしたいという警察であってもおかしくないし、こっちは安全安心というのはそもそも役所の仕事です。役割分担の見直しみたいなのがあっていいんじゃないですかね。警察にお任せ過ぎなんじゃないですか、ある意味で。

(堺屋会長) その点どうですかね。今、警察にお任せし過ぎということですが、警察は権限意識があるから、任せてもらわないと困ると言う。で、警察に任せたら、やたら事故が多いんだけど。私たちの経験で言いますと、あの2002年に、2001年に私たちが経済企画庁で行った年越しの花火は14万人来たけども、事故ゼロでした。ところが、兵庫県警がやると、たちまち人が雪崩を起こす。あんな警備を、あんないい加減な警備を警察がするようじゃ困るんですね。私たちは民間の警備会社を使ってきちんと1人の事故も無しに着ぶくれの14万人を通したのに、7月になって薄着になって、11万人で事故を起こすというような、不真面目ではないにしても、不慣れですね、警察は。で、警察がそもそも群衆整理というのは都市警察の本分で、いちばん大事なのが群衆整理なんですね。その意識がないんじゃないかという気がするんですけどね。だから、ちょっと、警察側にも時代の変化を知っていただいでですね、で、広告規制のほうも時代の変化を知ってもらわないかと思うんですけど、これ、どういうふうに、この会議の答申だけで済むのかどうか、どういうような手を取ったらいいか、皆さんに考えていた

だきたい。

(吉川委員) 私はね、東京都庁の仕事の中で、警察の人、警視庁と付き合うようなところにいたことがあるんで思うんですが、東京よりも大阪のほうが規制が厳しいというのが、どうもぼくにはよく分からない。というのは、東京警視庁とか東京の警察というのは、どっちかという、経済活動や市民活動に対して規制するという話は出てきやすいんですよね。というのは、何かにつけて意識として、首都だからとかですね、そういう意識が非常に染み着いてまして、規制の話のほうが通りやすい。そういう役所の風土もあったし、警視庁の発想もあったのでね。そういう意味では、どうして大阪が東京よりも、規制が強いつて言われるとよく分からないんですがね。

ただね、それがどのくらい効果があったか分かりませんが、東京都で言えば、生活文化局という部局が、イベントだとか文化活動の分野をやっている、そこに交通部門という名目で、警視庁の部長級の人が常時、人事交流で2人か3人ぐらいいつも詰めておいた。そのへんが日常的に、部長級ですから都庁の中でもある程度のクラスの人が、部長級と課長級と3、4人来てたということとか、大阪府はそういうのやっておられるんですよ。そういう人事交流的なことは。

(大下都市魅力創造局長) 分野は別にしまして。

(吉川委員) ああ、そうなんですか。私がちょっと分からないのは、大阪の市民の、市民に対する意識が変に過剰になってるのかな。べつに東京が緩和基調だったとは、ぼくは思ってませんし、警視庁の人に聞いてもそうだと思いますので、大阪のほうが変に意識過剰になってるのかなというのがあります。

(堺屋会長) 現実問題としてはね、めちゃくちゃ違いますよ。私の住んでいる表参道でね、4日ほど前にソーランコンクールをやります。そういうのもね、非常に簡単なんですね。これは港区の範囲で、港区じゃない、渋谷区の範囲でやるんですね、非常に簡単で、集会場も予定しないで、地下鉄で上がったところで皆待機して、それで約3万人、99組のダンサーが踊るんですね。で、審査員がいて、それで私たちも入っている樺会というのが主催してやるんです。それが毎月行われてるんですよ。表参道というのはいちばん幹線道路なんですけど、それが毎月1回は閉鎖するというようになってるんですね。それと同じことを御堂筋パレードとか、それからフェスティバルでも、大阪のあれでやるとものすごく難しいです、とことん。お金もかかりますし、時間もかかりますし、たいへんなんですね。

これはやっぱり、今さっきおっしゃった、道頓堀に飛び込むやつがいるからというようなね、大阪府民を愚弄している発想だと思う。はっきり分かるのは、万国博覧会的时候には、大阪で犯罪がまったく無くなって、世界一安全な博覧会だったんですね。だから、大阪府民というのは、たいへん秩序感覚が正しい。阪神大震災でも、いかに、シンガポールの教科書に出ておりますが、関西地方の被災者は被災地犯罪はゼロだったんですね。そういうことが現実にあるのに、逆に、まあ、違った発想というか、見方をしてるんですね。道頓堀に飛び込んで誰か死んだ、誰かが迷惑したというのはあんまりないけども、それだけをマスコミが報道して、非常に、その大阪を愚劣に見せるというのがあるんだろうと思います。

このもう一つ、橋爪さんの提案で、エディンバラの話が出ておりましたが、大阪では、大阪

フェスティバルっていうのをずうっとやってましたよね、朝日新聞の主催で。あれが18回くらいで無くなったんだけど、どうして無くなったのか。世界の芸術家がどういう会に呼ばれたかというのがずっとその人の格付けになってるんですが、どういう舞台でやったか、カーネギーホールでやったかスカラ座でやったかっていうのがあれなんですけど、東京ではいくつかホールが入っています。大阪には全然格付けになるホールがありませんでしたけども、あの大阪フェスティバルに出たってことだけが唯一あったんですね。それ無くなったから、今大阪でやっても格が上がらないっていうんで、非常に値段が高くなっています。だから、大阪府民は高い音楽会を聴かされるというようなことになっています。そういうのは復活できないかどうかぜひ考えたいと思いますねえ。

これ、皆さんからいただいたご意見や、たいへんありがたいことなんで、建築のほうも交通のほうも各規制当局に話を伺ってみたらどうでしょうかね、警察も含めて。

(榮野企画室長) 委員会としてそういうことでしたら、事務局として調整させていただきます。

(堺屋会長) どうですか。

(上山副会長) やりましょうよ、絶対。警察に行くっていうのもありでしょうね。関係者の方がかなり多岐にわたる可能性もあります。お伺いして話を聞くという方法も、意外とあるかもしれない。来ていただいてもいいし、ストレートに何をしようとしているかと説明して、で、どういうやり方がいいか自体を相談したらいい。直接対話してみるとよさそうな気がします。場合によっては公開対話を半年ごとにずうっとやると。そういう問題解決の方法もあり得るんじゃないか。

なるほどおっしゃるとおりというようなものが出てくれば、警察だけにお任せしないで、大阪府市のほうで別途何か対応するという事項も出てくるかもしれない。あるいは民間のほうで協力しろということであれば、大商とか経済団体が協力する。警察は警察で悩んでおられるのではないかと。周りが協力しないので一律規制になってしまうという見方もある。大阪はなんでもいろんな人がバラバラにやっている傾向がある。そういうものはまとめられない、一律規制だというように考えている可能性もあるので、そういうことを含めて、突っ込んだ議論をしたほうがいい。

(榮野企画室長) 今、上山副会長おっしゃっていただいた方法を含めて、一度、関係部局に相談して、また会長、副会長に相談させていただきたいと思います。

(上山副会長) あと、今回橋爪先生から出てきた新しいテーマもあるし、それから、まあ、整理の仕方としてはさっき私が申し上げたように分類してやってもらえればいいんですけど、以前から議論してきた中身です。この資料3に事務局が規制改革部会をやっているときに聴いてきたアンケート、ヒアリングの結果がある。それから、小幡さんとか何人かの委員から楽しさ系の提案が出てきている。ちょっと幅広く、例えば外食産業も楽しさ系に含める。観光・エンタテインメントと資料3にもある。外食だとか商業全般だとか、消費生活に広げてる。建築・土地利用とかもサービス産業提供者にとって障害になってることがいっぱいある。それ全部楽しさの障害だと思うので、そういう切り口でもう一回ここにあるやつを拾い直してもらおう。今は横軸で分野別になってますけど、縦軸に楽しさ系ってやつがあるわけで、それでちょっと洗い出してもらって、さっきの整理の材料に加えていただく。

今回は、まだちょっと生半可だと思いますけど、プロジェクト提案といえそうなのがこれだけありますと。課題の整理段階だけど、まあ手続系ではこれだけだとかというふうに分類して材料出してもらって全体像が見えるんじゃないかなと思いますね。

次回までに事務局にヒアリングをしてもらったほうがいい事業者とかありますか、分野とか。

(堺屋会長) 大阪 21 世紀協会とかいろんな団体をイベントで作りましたよね。そういうのはね、まあ、21 世紀協会も始めの 5 年くらいははりきってたんだけど、だんだんとやる気がなくなったのか、やれなくなったのか、まあ、おカネだけはどんどん貯まってというようなことになりましたけど、どういうところに問題があったんですかね。そういうのも一度ヒアリングしてみたらいいと思うんですね。やろうとしても大阪ゆえに行き詰って東京へ行ったというのはいっぱいありますね。

それから、見本市なんかもね、今ビッグエッグと幕張は予約で入るのがいっぱいたいへんな人気ですけど、インテックスはガラ空きで誰も来ないという、まあ誰もというのは極端ですが、ガラ空きなんですね。あれ、どうしてかってことを。

まあ、大阪ドームはオリックスさんが入って、かなり改善されたようですけど、あれも長らく日本の七不思議の一つで、後樂園ドームも札幌ドームも福岡ドームも、埼玉ドームまで黒字なのに、なぜ大阪ドームだけ赤字か。世界、日本の七不思議って言われたんだけど、そういうどっかポイントがあるんだと思うんですね。そういうのをいくつかヒアリングチームが解明してみたら面白いと思うんです。単なるヒアリングではなしに、やっぱり専門の立場から分析していただく必要があるかと思うんですね。例えば、天王寺動物園は日本一だと動物園専門家に評価されたんですけども、行ってみるとなかなかそういう感じが、運営上になってないですよ、ちょっとダラけてるといふか、ダラけてるといふと悪いんですけど、まあ無神経なところがあつたりしてね。そういうのはどうしたら改善できるかというのも考えてみたらいいですね。

(榮野企画室長) 今ご提案いただいたイベント主催団体あるいは主催会社を次回までにまたヒアリングしておきたいと思います。

(上山副会長) あと、インバウンドの事業者ですよ。とりあえず閑空に来てもらって、たぶんバスでいろんなところを回してると思うんですけど、彼らの目から見て、インバウンドの人たちが大阪をどう評価しているのか。あるいは観光バスでどっか施設に連れて行くときに、大阪は面倒くさいから飛ばして神戸に連れていこうとか、その種のいろんな判断があると思う。インバウンドの個人客の評判プラス、業者からすると、大阪はどうもバスを回すときに具合が悪いとかですね、お土産物を買っていただくときにこういうことになっているので、どうも大阪はイマイチだとかきいていく。インバウンドの事業者というのは公平にいろんな地域を見ていることがあるので、ぜひ聞いてください。

(堺屋会長) インバウンドだけじゃなしにね、修学旅行もそうなんですね。

(上山副会長) ああ、いいですね。

(堺屋会長) 東京の修学旅行者が大阪は通天閣だけ行くんですね。それで、「大阪にはブランドショップが 1 軒もありませんねえ」なんて言われましてね。何人も、東京の高校生、中学生の

修学旅行者に「そんなことはないよ、御堂筋がある」「そんなことはないよ、ぼくは通天閣で見て来たんだから間違いありません」必ずそう言うんですよ。東京で大阪っていうと通天閣ぐらいしか知られてないってことがありあましてね、道頓堀は、も一つ。まあ、通ることはあるらしいけども、なんといっても通天閣。大阪のテレビでは、安倍内閣のなんとかを聞きましたって梅田の陸橋なんかでやっていますけど、東京でやるときは必ず大阪は通天閣なんですよ。だから、通天閣が日本の真ん中、大阪の真ん中みたいに唯一真ん中みたいになっている。通天閣にブランドがなかったら他にないという。あれもやっぱり、大阪の地域を紹介する、大阪の名物をもっと創らないかんですね。そういうのを一つ、楽しい街づくりで。それに必要な規制緩和とか、公共財の活用なんかも考えていく必要があると思います。どうぞ。

(小幡委員) すみません、まったく同じ意見なんですけども。海外の観光客を誘致しているところのお話を聞きましたら、関空には絶対来る。関西のほうへは関空から入ってきますので、大阪を一回まわると、あとは京都とかへ行ってしまう。最近、けっこうリピーターが多いそうです、個人旅行でも。ところが大阪はリピーターにとって魅力がない。一回見たら、先ほどの通天閣と大阪城で終わってしまいます。だから、もう大阪を飛ばして他所へ行ってしまうそうです。だから、大阪で魅力づくりですよ。あまりにも目立ち過ぎて、通天閣と大阪城と、食べ物だったらお好み焼きとたこ焼きぐらいらしいです。

最近、大阪のなにわの渡し。渡し船ですね。それを特集して朝日旅行が募集していました。それとか、これはクラブツーリズムですけど、ご存知でしょうか、有形登録文化財ですね、有形登録文化財は大阪がいちばん多いんです、数的に。公会堂も然り、ここに載っているのが大阪倶楽部とか適塾とかいろいろ載ってるんですけど、そういうところを巡るツアーとかを組んでるんですね。これで人を集めている。最近ちょっと、こういうのが出てきたのかなというふうに思っています。大阪観光局のホームページを見せていただいたんですけども、やっぱり有名どころが書いてあるんですよ。でもそれを他の人にアピールするために、それを繋いでツアーにしていく。それと有名どころじゃなくってこういうのもあるっていうのを、出していったら、また行ってみようかという方がでてくるのかなと思います。

そして、まだ大阪市域に限られてますよね。それをもっと大阪府域に広げていくという努力が必要なのかなと思っています。

(堺屋会長) 三休橋の通りにガス燈を 16 本、うちで 2,300 万円かけて寄附したん。あれ、点かないんですね。大阪ガスが 15 本と、うちが 16 本と、あと 3 本立てたんですが。で、渋谷区であれしたら、23 本 LED の照明を付けたんです。2 年で完成して、そこへ提灯・行燈も付いて、大繁盛になってる。たちまち地価が 4 倍に上がっちゃたんですよ、あれ。どうも、どっかでひっかかることが多いですね大阪は。そういうのを総合的に「楽しみ局」みたいなところで管轄するような方法は採ったほうがいいのかどうか。そうすると、また、そこと他との、一つ余計関門ができるようになるのかもしれませんが、そういうことも考えてみたいと思いますね。

(上山副会長) さっき、21 世紀協会の分析してみようというご提案がありましたけど、それ以外の、大阪ミュージアム構想、これはまあ、べつに失敗したわけではなく、現在進行中だと思いますけど、それがあって、あと太田知事のときに「大阪ブランドプロジェクト」とかやってたような気がする。それから、役所の仕事のやり方も変えようというので、府も「賑わいなん

とか部」って作りましただけ。

(榮野企画室長) にぎわい創造部。太田知事の時代ですね。

(上山副会長) それから大阪市は「ゆとりみどり」という名前で作ったり、なんかいろんな試みをやってきてるんだけど、結果的に方向が違ってきていることが多い。その原因は何なのかって、やっぱり探る必要があると思いますよ。

さっき原さんが過去の特区の積み残しの8割のほうもう一回見てみようってことおっしゃいましたけど、楽しさ系の話も同じで、過去にもやっぱり同じような問題意識があったが掘り下げないで、賑わいが必要だ、だったら賑わい部を作ろう、賑わい政策作れって言って予算を付けて失敗する。単純化するとその種のことが起きていたと思う。今回も、警察がけしからんと。じゃあ、規制緩和しろと言って、終わりとなってはいけない。せつかく堺屋さんもいらっしゃるし、過去と同じことやってもしょうがないという意識に立って、橋爪さんに協力していただけたと思うんで、過去の試みを一回棚卸ししてみたらどうかと思う。問題意識はたぶん正しいのです。あってほしい姿も正しい。けれども、方法論がたぶん根本的にいくつか抜けてる。あるいは大阪特有の難しさが何かある。役所がやっていることについて言うと、まったく田舎の自治体と同じ事を普通にやって玉砕してると思う。産業振興なんかも、東北とか九州の小さな県がやりそうなことをやって失敗している。まあ、かなりでかい街ですから、プロジェクトとかやっても琵琶湖にインクを垂らしてるみたいな感じで。その種のことが物量的にも小さかったりするし、物量の話とやり方の話と両方の側面で見ると必要があると思う。さっきのニューヨークのバイク、あれはたぶん5万台という物量がとても意味があって、大阪でもなんか似たことやってますという議論になるのかもしれないけど、実は50台だったりとか、全然意味が違う。やってますって言うけど、それどれくらい真剣にやってますかということです。どれだけのカネかけたか検証が要る。規制改革会議なんで、あんまり、政策のほうばかり見てもしょうがない。しかしそうは言っても役所の政策と関係のない民間事業者がどうやったらもっと楽しい街作るかという議論ばかりしてても、ちょっと範囲が狭くなっちゃう。政策提案のほうもやる。そして、過去の政策をもう一回見てみるという作業が要ると思います。次回、役所がやってきたことの棚卸しを少し出していただいて、その次の段階でまとめに入る。9月と10月とあるし、せつかく、過去の歴史をよくご存知の堺屋さんが会長をやっておられる。橋爪さんにももう一回聴いて、過去の楽しさ系の総括をこの際やってみたらどうか。

(堺屋会長) もう一つね。抽象論と具体論とあります。具体的にね、こことこことこちゅうのをね、例えば今の難波の広告の話でも、タイムズスクエアみたいにするんだというようなポイントを決めて、それでそれを規制緩和してもらおうという事例を作ってみたらいいと思うんですね。今の大阪の土産物を創るという太田房江知事のと時の話がありました。大阪の土産物って何かっていったら、岩おこしだっというふうなね、古いことばかり言うんですよ。ところが、じゃあ、ニューヨークの土産、パリの土産ってなんだって言ったら、そんな古いものじゃなしに、今のラグジュアリーブランド、ティファニーの装飾品であるとか、エルメスのハンドバッグであるとか、これが土産物なんです。大都会っていうのはそうでなきゃいけないんですよ。ところがね、どうも衰退都市を自認しているのか、過去のことばかり言うところがありましてね。そういうね、観光スポット、楽しみのスポットというの、新しいタイムズスク

エアを創ろうとか、あるいは、上海みたいに高速道路の下を全部看板で埋め尽くすとか、そういうような発想が必要なんですね。それを、とにかくこの会議で提言して、今までの広告は取り締まり、イベントは禁止という大阪の流れをここで変えるというメッセージを送る必要があると思います。無茶なことはもちろんできませんけれども、従来の発想から考えるととんでもないというようなこともやはり、あってもいいのじゃないかという気がするんですね。で、あと2回ございますが、それまでの間に、まず一つ、広告関係、それからイベント関係の具体例を出してみるというのが一つだと思います。それについて、具体例について、いろんな方々からご意見を伺う。

それから、建築基準法関係についても、具体的に、例えば、世界中で認められているアトリエ付きマンションが、どうして日本でできないかと。芸術家用のアトリエ付きマンションってというのは、日本でどうしてできないか。それを、大阪の、これを特区とっていいかどうか分かりませんが、ある地域で認めるとかですね、あるいは、ニュータウンがオールドタウンになっているところの建て替えに使うとかですね、そういうことも一つあるかと思うんです。それから、容積率の問題。これも東京に比べてものすごく厳しいですね。なんでこんなに厳しいのかと思うんだけど、東京はすぐ、申請すると1200パーセントまで認められますけども、なかなかそんなことができない。都市としてのキャパシティを小さく抑えようという、まあその、大阪地方都市化運動の一環だったんじゃないのかと思うんです。そういうことも見直してみたい。

それから今、当然、特区、国のほうの特区に出ている医療問題と教育問題。外国人医師免許の人たちをどう受け入れていくのか、あるいは外国人教師をどう受け入れていくのか、そういうところを、かなり国との問題もありますけども、ぜひ、この規制緩和委員会の提案として出したいと思っています。

(上山副会長) 今堺屋さんがおっしゃった方向でいいと思います。それでさっきのなんとかプロジェクトというまとめ方ですね、資料5の。なんとかプロジェクトというところに堺屋さんがおっしゃったようなテーマをはめていけると思う。言い方ですけど、敢えてトンがって書いていただく。例えば、難波＝タイムズスクエアプロジェクトとか。そうすると広告の話とBIDの話が要素として入ってくる。べつに難波だけにこだわる必要は、実は無いんですね。それからあと、イベントも歩行者天国の話とイベントの話とひと塊で、なんとかプロジェクトとかね、という形でまとめていく。

あと今までのところあまり話題になっていないが、楽しさ系に入るのが、大阪府・大阪市の持つ各種文化施設ですね。公園とかの使い方の見直し。これは、いろんな切り口で各局が自主的にやったり、あるいは他の統合本部の中の作業でやったりするものがある。これも一回整理して次回提供したらいい。例えば中之島公会堂の使い方を変えていこうとか、ミシュラン星クラスのレストランがあそこにあってもいいんじゃないとかです。中之島図書館の使い方でも、知事・市長から問題提起がかなりされていて今検討中です。あれも楽しさの要素として非常に大きなファクターだと思う。一般市民がふらっと、それじゃ中之島に行こうかってならない。それはなぜかっていうのも考えなくちゃいけない。中之島の在り方論。あと、さっきの天王寺動物園の楽しさの問題。現在進行中で既にやってるプロジェクトがあるので、そう

いうのもちょっと整理して、問題点の指摘だけじゃなくて、既にやってるやつなんかも「楽しさ」って、せっかくいい切り口なんで、ここでもまとめて出していただけたらいい。やりかけているやつを加速する。だから、ここで取り上げる意味がある。

(余語委員) このアイデアの中で大型 I R、アミューズメント施設誘致を挙げているんですけど、私、カジノに必ずしも固執してないんです。カジノが無くて、そういう大きな施設、さっきおっしゃったようにスケールがやっぱり必要なので、大阪の一つの競争力って何かって考えたときに、東京と比べるとけっこう土地が余っているんですよ。湾岸の、このあいだ統合本部会議やった咲洲にしろ、隣の夢洲にしろね。今、海外の国際的におカネが余っている中でそういう海外資本が欲しいのはまとまった自由度のある土地なんですよ。だから、ああいうのをうまく使って、マリーナベイサンズはカジノですけど、あれって相当大きな土地を提供して、シンガポール政府は全然おカネ使ってないですよ。しかも、さっきの世界 3 大がっかりの一つがマーライオンだったんだけど、シンガポールは、マリーナベイサンズにスカイデッキの建物、自分のところでおカネ一切出さなくても、要するにシンボルを作っちゃったじゃないですか。ああいうような発想で、これだけの経済圏を直ぐ近くに控えて、しかも空港のインフラもあって交通のインフラもある中で、これだけたくさん土地余っているって、けっこう魅力的だと思うんですよ。こういうのを活かして何か自由にでかいことやれるっていうのは大阪の強みだと思うので、そういう意味で、カジノはあってもなくてもいいんですよ。そうすると、他にたくさんある楽しみの運用により規制緩和できるとか、こういうの皆含まれてくるので、そこでそういうのをポーンと立ち上げるとか、何か実験的にやってみるとか、そういうのを時系列で少し長期間考えてね。そういうものを誘致する前に、あそこに F 1 を例えば誘致してね、道路を整備しちゃうとかね。なんかスケールがでかくて、時間軸もちょっと長いことも考えてもいいんじゃないかと思います。

(堺屋会長) 大阪は昔は商業都市で天下の台所と言われた。明治以後、ものづくりの街に転換したんですよ。それで造幣局ができて砲兵工廠ができて、その下請けがずうっとできて、ま、煙の都って言われたんです。これを、これからやっぱり、ものづくりじゃなしに楽しみづくりの街にするということを宣言すべきだと思うんですよ。それで、付加価値を楽しみで創るんだと。ものづくりから楽しみづくりに基本方針を転換するということを考えたらいいと思います。いろいろと、そういう発想がなかったものですから、支障を来たすような都市構造もできています。例えば大阪ドームがなぜ儲からないかという、あそこで太鼓を叩くと 6 軒のマンションが音が響くんで 9 時から以降は行かないと。それで、6 軒のマンションのために何百億かけた大阪ドームが赤字でいいのかっていう、オリックスがマンションを買い取っちゃったっていうんですよ。至極簡単な話なんですよ、ソリューションとしては。今の南港でもわずかばかりの住宅があるからいろんなことできないという規制が掛かかるとるんですよ。まあ、そういう整理も必要なんでしょうけれども、ある程度、やっぱりそういう新しい方向に転換するというのを覚悟して、当然それに伴う摩擦は生じるでしょうけど、それを実行して、まあそんなに先ではなしに 3 年くらいの中に大阪を楽しい街にするという方向を確立するようなことで考えたいと思いますけどいかがでしょうか。事務局のほうから何か意見ございますか。

(榮野企画室長) 今日いただきました意見を踏まえまして、今回は「楽しみ」をテーマに議論い

ただけるような資料整理を、会長、副会長に相談しながら準備させていただきたいと思います。

(堺屋会長) では、お時間になりましたから、今日は、まともはちょっとつかなかったけれど、よろしいでしょうか。何かおっしゃることがあったら。

(上山副会長) 特区関係の方ちょっと残っていただいて。原さん、ちょっと時間いいですか。ちょっとだけでも、せっかくだから打ち合わせを至急やったらいい。これは、終わりです。

(堀井副理事) それでは、ありがとうございました。